

糸魚川市被災住宅等修繕支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、能登半島地震により被災した市民が行う被災住宅等の補修工事の費用の一部について、市が予算の範囲内で補助金を交付することに関し、糸魚川市補助金等交付規則（平成17年糸魚川市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 能登半島地震 令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震をいう。
- (2) 被災住宅等 本市による能登半島地震に係る罹災証明を受け、その判定結果が大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊である住宅（店舗兼用住宅を含む。）及びその住宅と同一敷地内にある倉庫、車庫その他これらに類する建築物をいう。
- (3) 補修工事 次に掲げる被災住宅等の工事（市内に本店又は支店を有する業者（個人事業者を含む。）によるものに限る。）をいう。
 - ア 修繕に係る工事
 - イ 補強に係る工事
 - ウ その他ア又はイに関連する工事

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付申請時において、本市に住所を有していること。
- (2) 被災住宅等を所有し、又は被災住宅等に居住していること。
- (3) 市税等を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補修工事に要する費用とする。ただし、国、地方公共団体その他の団体から補助

を受けているものを除く。

(補助金の額及び交付の回数)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の4分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、同一の被災住宅等に対し50万円を限度とする。

2 補助金の交付の回数は、同一の被災住宅等に対し1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則に定める申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し
- (2) 住宅等の位置図
- (3) 補修工事の位置が分かる被災住宅等の平面図等
- (4) 補修工事の予定箇所の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定前の工事着手)

第7条 申請者は、補助金の交付決定前に補修工事を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない理由により交付申請前又は交付決定前に補修工事を実施しようとする場合において、その旨を申請書により申し出たときは、この限りでない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補修工事を完了したときは、完了した日から30日が経過した日又は令和7年1月31日のいずれか早い日までに、規則に定める実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補修工事に係る領収書等の写し
- (2) 補修工事の完成後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。